変更年月日	東北緯	東経	所在地	位置名称
平成二十四年三月二十五日	三五―一三三―一二八	一三九―四七―五九	南京浜東北方約二キロメートルの南京区（大井信号所の南）	東京羽田沖浅場造成B灯浮標
平成二十四年三月二十五日	三五―一三三―一二五	一三九―四八―〇八	南京浜東北方約二キロメートルの南京区（大井信号所の南）	東京羽田沖浅場造成C灯浮標
平成二十四年三月二十五日	三五―一三三―一四一	一三九―四七―五〇	南京浜東北方約二キロメートルの南京区（大井信号所の南）	東京羽田沖浅場造成D灯浮標
平成二十四年三月二十五日	三五―一三九―四八一〇三		南京浜東北方約二キロメートルの南京区（大井信号所の南）	東京羽田沖浅場造成A灯浮標
平成二十四年三月二十五日	三五―一三四―一一一	一三九―四七―一三三	南京浜東北方約二キロメートルの南京区（大井信号所の南）	東京羽田沖浅場造成B灯浮標
平成二十四年三月二十五日	三五―一三三―一二八	一三九―四七―五九	南京浜東北方約二キロメートルの南京区（大井信号所の南）	東京羽田沖浅場造成C灯浮標

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第８８６号

北九州市小倉南区葛原２丁目20番８号
債務者　北村興業こと　北村　禎治
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　祐司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６０号

茨城県土浦市白鳥町367番地４
債務者　山本　昭夫
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　環
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２４号

和歌山市島51―10　ニューかわなが団地２―１―６、住民票上の住所和歌山市永穂328番地
債務者　竹内みさ子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　行正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８５号

愛媛県松山市西石井３丁目14番１号
債務者　脇本　雅樹
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７７号

山梨県甲府市池田２丁目６番30号　さくらビル301号室
債務者　向山さくら
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新里　清高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６６９号

横浜市青葉区あざみ野２丁目37番地２　第１グリーンハイツ203
債務者　大野　晴美
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小圷　淳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５４号

大阪府泉南郡熊取町つばさが丘西２丁目８番12号
債務者　有村　弘美
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号

大阪府和泉市鶴山台２丁目10番55―505号
債務者　出野　　平
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１７７号

奈良市三条栄町11番３号
債務者　岩本設計こと　岩本　清利
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三住　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３６号

熊本県八代市古閑浜町2574番地８
債務者　堀本　里美
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立山　秀彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第４４号

福島県郡山市字賀庄77番地　クレセント安積野202号
債務者　斎藤　　潤
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２２２０号

東京都足立区青井２丁目17番14号　マドカハイツアオイⅡ105号、前住所さいたま市岩槻区加倉５丁目13番23号　エルシオンⅢ101
債務者　髙橋　　晃
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係